

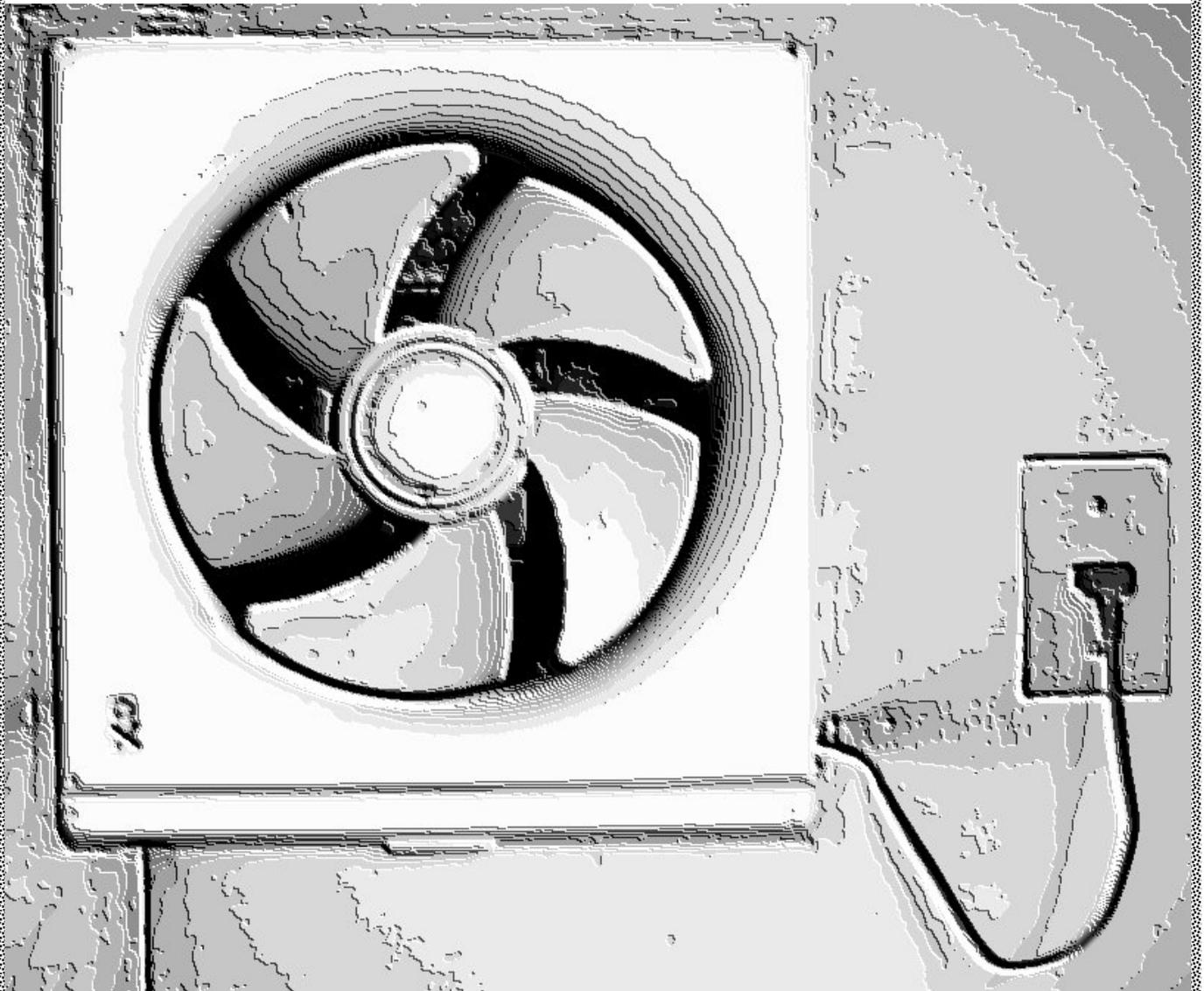
すぎなみ151便り

おとないさん

2009年

あなたは わたしの おとないさん
わたしは あなたの おとないさん
あなたの となりは
暮らしやすいなあ

5月号



目 次

1. 【4月の主な出来事】
 2. 【4月の出来事から特集】
 3. 【4月のメンバー・ミーティング】
 4. 【さんぽみち】
 5. 【今月の「駄洒落クイズ」】
 6. 【重要なお知らせ】
 7. 【シリーズ 幻聴】
 8. 【旅行参加者募集の締め切り】
 9. 【一美の密室】
 10. 【今月の4コマ漫画】
 11. 【我ら西永福妄想族】
- 広 告**
12. 【ヨッチン文学】
 13. 【「すぎなみ 1 5 1」スタイル】
 14. 【「すぎなみ 1 5 1」会員総会の報告】
 15. 【6月の予定】

1. 【4月の主な出来事】

4月1日(水)すぎなみ151 床のワックスがけ

4月3日(金)お花見散策 井の頭公園

4月14日(火)サーカス「コルテオ」観賞 原宿

4月15日(水)ソフト・バレーボール合同練習 中部センター

2. 【4月の出来事から特集】

すぎなみ 1 5 1 床の垢落としと ワックスがけ

「すぎなみ151」が現在の安藤ビルに引っ越した日は定かではありませんが、賃借を始めたのは1996年1月8日ですから、約13年が過ぎたんですね。

「すぎなみ151」の床は木のフローリングになっています。

毎年、年末の大掃除の時にはワックスがけをしていますが、落としきれない汚れがワックスで覆われて、次第に黒い層をつくっていきます。

そんな真っ黒な層に覆われた床も、なかなか年季の入った渋い床だなーと、肯定的に捉えるように心がけ、汚いものを味のあるものとして目隠しして毎日を過ごしておりました。

特に、調理場に近い床は汚れが著しく、暇なある日、試しにスクレーパーなる金属製のヘラで表面を少し削ってみました。すると、黒い層の下から、元の床のきれいな色が見えました。

「あ～、こうすれば床はきれいにできるのか」と思い、中途半端に少し削って、しばらくそのままになっていました。

でも、中途半端に削ったので、きれいなところと、汚いところがまだらになって、とてもみっともない状態になってしまったのです。

とある日、大野さんと阿部さんがその中途半端になっていた床に取り付いて、一生懸命スクレーパーで汚れを削っていました。

誰にたのまれたわけでもないのに、誰からお金をもらえるわけでもないのに、大野さんと阿部さんは時間があればせっせと床を削ってくれました。

何日かすると、今度は片手にマジックリン、もう片手にスクレーパーを持ってせっせと汚れを削っていました。

マジックリンを使うと、あの分厚い汚れの層も浮き上がって、簡単に落とすことができることに気がついたようです。

スクレーパーだけで削るよりはるかに効率よく汚れを落とすことができるようになり、その後も、毎日午後の空いた時間に、せっせと削ってくれました。

台所に近い部分はすっかりきれいになりました。

全体を見回すと、きれいだと思っていた残りの床がとても汚く見えてきました。

「ここまでやったら中途半端では終われないよな～」という雰囲気になり、大野さんと阿部さんは、来る日も来る日も献身的に床の汚れ落としを黙々とやってくださいました。

気がつけば、大野さんと阿部さんは床掃除委員のようになっていて、「今日の午後はこちらから半分の汚れ落としをやりますんで、机を片方に寄せてくださ～い」と皆さんに協力を呼びかけていました。

何日くらいこのこびりついた汚れ落としをしてくださったでしょう。ついに、木の床の黒ずんだ汚れはすべてきれいに削り落とされたのでした。

4月1日、せめてワックスがけくらいは皆さんに協力していただきましょうということになり、午後14:10から17:00までワックスがけをして、「すぎなみ151」の床はすっかりきれいに蘇ったのでした。

大野さん阿部さん、本当にありがとうございました。

3. 【4月のメンバー・ミーティング】(新企画)

「すぎなみ 1 5 1」では、ここでの生活に関する連絡事項の伝達、活動に関する話し合いや決定、企画等をおこなう「メンバー・ミーティング」を毎週火曜日におこなっています。

今月号から、「メンバー・ミーティング」記録の概要を掲載したいとおもいます。

この記事を通して、「すぎなみ 1 5 1」の様子を多少なりともご理解いただければと思います。

2009/4/7

1) 2009年4月から始まる昼食費補助について

【お知らせと説明】

杉並区では今年度から新たに昼食費補助制度が実施されることになりました。

知的障害および身体障害の施設では以前から実施されていた補助だそうで、給食の食材費の補助としてでているものだそうです。

今回の補助制度は、知的障害および身体障害の施設との制度上の横並びを図る目的で、精神障害者の為の共同作業所にも補助金を支給することにされたそうです。

補助額は1人1日200円です。

「すぎなみ 1 5 1」では、以前から自分達で食べる昼食を、自分達で1人300円を出し合い、その中で材料を調達し、自分達で作り食べてきました。300円は全額食材費として支出しています。

今年度からは補助がでますが、補助金の趣旨から外れないよう運用したいと考えています。

「すぎなみ 1 5 1」の場合、毎回1人1食300円を集金しています。「すぎなみ 1 5 1」の昼食作りに何らかの形で参加いただいている方で、ご自身が昼食代を負担されている方を対象に補助をさせていただきたいと考えています。

来所されて「すぎなみ151」の昼食を召し上がらない方や、ご自分で買って食べる方もいるかとは思いますが、制度の趣旨を考えると、こうした方々に補助を出すのは難しいと考えていますのでご理解をお願いいたします。

来所表に「昼食欄」を作りました。「すぎなみ151」の昼食を食べた方で昼食代を負担した方は 印を忘れずにつけてください。該当しない人は×印をつけてください。

翌日、昼食参加ノートと来所表を付け合せして記録漏れがないか、みなさんで確認をしていただけるようお願いいたします。

月末で実績を締めて、翌月10日に通所交通費補助と一緒に昼食補助額を支給することにいたします。

是非趣旨を正しくご理解いただき、善意の制度が悪用されないよう、適切にご利用ください。目的的に運用されない場合は、「すぎなみ151」での運用をとりやめるようなこともありえますのでご注意ください。

皆様もよくご理解いただいていると思いますが、「すぎなみ151」の昼食は食堂のように来れば食べられるという趣旨ではありません。「自分の食べるものは、自分で作る」ことを目的としています。

食べる人が皆で協力して昼食を作り食べるという原則を忘れないようにしてください。

体調の悪いときもあるでしょう。でも、それは皆お互い様ですし、参加者全員が理解されていることと思いますので、相互に調整をしていただければありがたいと思います。

2) 2009年度の旅行について

【お知らせ】

2009年度の旅行は、7月8日(水)から10日(金)までの2泊3日で、沖縄に行くことに決定しました。

4月13日(月)までに、沖縄内の訪問先を決定しますので、候補地リストに1人3箇所までで投票をしてください。

6月17日(水)までに、参加希望者は申込みをしてください。
旅程の中にフリータイムをもうけたいと思います。
お土産を買う時間ももうけたいと思います。
食事については、アレルギー等で食べられないものがある方もいるようなので、バイキング形式の食事になるように手配したいと思います。

3) 4月の行事「コルテオ」について

【お知らせ】

4月14日(火)、「コルテオ」の観賞に行きます。
10:00に「すぎなみ151」に集合。10:30に出発します。
原宿に到着したら、各自昼食を摂り、原宿の神宮橋に12:00に再集合。
12:30開演です。
食べ物の持込は禁止だそうです。

4) 5月の行事について

【お知らせ】

5月の行事「ボーリング」は、5月12日(火)に決まりました。
参加希望者は申込みをしてください。

【採決】

スコアの良かった人に賞品を出したらどうかというアイデアがあります。ミーティングで意見を聞いたところ、賞品は出さないことになりました。

5) 「おとなりさん」の発行について

【質問】

「おとなりさん」3月と4月号はどうなっていますか。

【答】

3月号はついに発行しそびれてしまいました。3月号と4月号を合併号にして4月末には発行できるようにがんばります。

6) パソコン講習について

【質問】

4月からパソコン講習が始まるということでしたが、いつから始まりますか。

【答】

年度初めはあわただしくて4月1日から始められず申し訳ありません。4月9日(木)のビル全体清掃が終わったら第1回目の講習をおこないますので、希望者は是非ご参加ください。

7) ビール会計の整理

【検討依頼】

以前、メンバーさんの自主運営でビールの仕入れと販売をオープン・スペースでやっていましたが、オープン・スペースの終了に伴って、ビールの仕入れと販売も終了しました。

売上差益が放置されたままになっているので、この処理方法について検討してください。

【検討結果】

メンバーさんの自主事業のコーヒー事業の会計に繰り入れることになりました。

8) ソフト・バレーボールのキャプテン

【検討依頼】

前のキャプテンが亡くなられて以降、新しいキャプテンが決まっていません。きめませんか。

【検討結果】

キャプテンはOさん、キャプテン補佐はSさんに決まりました。よろしく願いいたします。

2009/4/13

1) 4月の行事「コルテオ」について

【お知らせ】

4月14日(火)、「コルテオ」の観賞に行きます。

10:00に「すぎなみ151」に集合。10:30に出発します。
原宿に到着したら、各自昼食を摂り、原宿の神宮橋に12:00に再集合。
12:30開演です。

2) 5月の行事について

【お知らせ】

5月の行事「ボーリング」は、5月12日(火)に決まりました。
参加希望者は申込みをしてください。
場所は吉祥寺の第一ホテル内にあるメトロボールになりました。
詳しくは次回のミーティングでお知らせします。

3) 中部センターでのソフト・バレーボール合同練習がある日の昼食作りについて

【検討依頼】

中部センターでソフト・バレーボール合同練習がある日も、昼食作りをしたらいいのではないかと思うのですがどうでしょう。

【意見】

- ・ 時間的ゆとりがないのでは。
- ・ 昼食作りをするようにすれば、中部センターでの練習参加者も増えるので作るようにするのが良いのでは。
- ・ 昼食を頼んだ人で中部センターに出かけるまでに来ない場合もあるのでは。その人の昼食はどうする。

【検討結果】

次回のミーティングに持ち越します。再度議論しましょう。

4) 2009年度の旅行について

【報告】

沖縄内の訪問先が確定しました。
これから旅行会社と折衝して旅程を決めていきます。

5) ネット・オークション

【お知らせ】

「すぎなみ 1 5 1」で、ネット・オークションに参加できるように整備しました。

オークションへの参加にかかる実費やリスクは個人負担です。利用したい方は職員まで。

2009/4/21

1) 有償活動の時間制限について

【問題提起】

現在「すぎなみ 1 5 1」の有償活動には、トイレ清掃、ビル前清掃、ビル清掃、公園清掃がありますが、トイレ清掃について問題があります。

各人の能力や体調の良し悪しがあることはわかるのですが、30分も1時間もかけてトイレ清掃をして、実績表に記録する人がいますが、それが認められるのは不公平ではないでしょうか。

それが認められるのであれば、みんな長い時間やると思います。

いくらなんでも、15分以内で終わるものだと思いますがどうでしょう。

100メートルを8秒で走る人もいれば20秒で走る人もいるかもしれませんが、走る距離はどちらも100メートルに違いないのですから。

【結論】

各人の能力や体調の良し悪しがあることはお互い様なので認めなければいけないと思います。それでも参加できるということも大切なことだと考えています。

ただ、ご指摘の通りの問題も起こりえますし、実際おこっています。

不公平がないように、トイレ清掃については、それにかかる時間が何分でも、トイレが異常に汚れている等特殊な場合を除

いては、一律200円にするということでしょうか。これは時給800円ですから15分換算で200円ということです。

ビル前清掃は200円、ビル全体清掃については400円でしょうか。

【確認】

全員了承

2) 5月の行事について

【お知らせ】

5月の行事「ボーリング」は、5月12日(火)に決まりました。参加希望者は申込みをしてください。

場所は吉祥寺の第一ホテル内にあるメトロボールになりました。

10:00に「すぎなみ151」に集合、10:30に出発します。吉祥寺に到着したら一旦解散し、各自昼食を摂ります。

12:15に東急百貨店の前に再集合しメトロボールに移動します。12:30からボーリング開始します。

3) 6月の行事について

【募集】

6月の行事の企画を募集します。

4) 2009年度の旅行について

【お知らせ】

旅行参加申込みは6月17日(火)までをお願いします。

5) ソフト・バレーボールの練習について

【提案】

中部センターでの練習のほかに、永福体育館とかでも練習をしたほうがよいのではないのでしょうか。

【結論】

体育館の予約を取ってどんどん練習しましょう。

6) メンバー・ミーティングの司会と書記について

【問題提起】

メンバー・ミーティングの司会と書記がいつも同じ人がやっ
ていて負担になっています。当番制にしたらどうでしょう。

【意見】

当番制にしても来ないとか来れない日と重なるケースが必ず
出てくるのでは。

是非いろいろな方にやっていただきたい。

できれば、自発的にやってもらいたい。

【結論】

みんなの主体性を期待することになりました。

2009/4/28

1) 2009年度の旅行について

【検討依頼】

沖縄旅行の宿泊地について次の選択肢から検討ください。

北側ビーチに2泊

南側那覇市内に2泊

北側に1泊、南側に1泊

【採決】

北側ビーチに2泊で手配することに決まりました。

2) 6月の行事について

【採決】

6月の行事の候補企画の中から採決し、「ライオンキング」の
観賞に決定しました。

3) 5月の行事について

【お知らせ】

5月の行事は吉祥寺のメトロボールでボーリングです。参加希
望者は4月末までに申し込んでください。

4) ビデオデッキについて

【検討依頼】

以前、メンバーさんが寄贈してくれたビデオデッキが壊れました。

メンバー自主事業のウーロン茶事業の会計でビデオデッキを買いたいと思いますがどうでしょう。

【結果】

承認されました。

5) ウーロン茶事業

【お知らせ】

これまでメンバーの自主事業としてウーロン茶事業をやってきましたが、安く仕入れることができていた業者が廃業してしまい、仕入れができなくなってしまいました。こうした事情でウーロン茶事業は終了します。

残金は預金しておき、「すぎなみ 1 5 1」の中で必要なときに皆で話し合っ有効に使いたいと思います。

6) 下駄箱の整理整頓について

【問題提起】

上履きが多すぎて入りきりません。一度整理しませんか。

バレーボール用の上履きも入っていきなり入りますので、一人1箇所使うようにすれば入るはずだと思います。

【結論】

一度予告して整理するようにしましょう。

7) 昼食作りのメニュー選びについて

【問題提起】

昼食作りでメニューを提案するとき、まずはスーパーや八百屋の広告で安くなっている食材を見てから、メニューを選んでください。

1人300円でやっていて、予算にも限りがありますので、バランスを考えてください。お願いします。

8) 食材箱に長らく残っている昆布について

【問題提起】

食材箱に、ずいぶん長いこと昆布が使われずに残っています。どうにかしませんか。

【結論】

昼食作りではなかなか昆布を使う機会がないので、好きな人は食べてよいことになりました。

以上

4. 【さんぼみち】～河田隆利エッセイ～



『青い目のベルン人のニッポンの所作の考察』

夜の中に雨が降ったらしく朝起きると路が湿っていた。灰かに土の咽ほのむせる匂においが立ちこめて、空には明けの明星の輝きさえも見えない淀んだ朝だった。

風は穏やかだが、流石いなに否めない冷たさで、吐く息は微かすかな霞のように口元ですぐ消えて行った。

『今日も寒くなるなあ』っと、【東京物語】の笠智衆りゅうちしゅうさんの名台詞のような咳つばやきが出たものの、昼前になると予想だにできなかった陽の光が窓から射し込み、まるで五月晴れのような爽やかな陽気となった。

昼のメニューを何にしようかとあれこれ考えていたら、突然友人が車で訪ねてきて、『メシでも一緒にどう?』と云うものだから出掛ける事

にしたのだが、どうも行きたい店への道順を知らないため、私を誘ったのが本音らしい。向かった先は神田・須田町だ。

須田町は昔連雀町と云って、その名の通り竹藪の多い町だったので、蕎麦の老舗の『藪』の本家もあり、大震災の折に町ごと三鷹の方に引っ越し三鷹には下連雀、上連雀と云う町名が残っている。神田のかつての連雀町は、今は須田町と名前を変えたが、江戸の風情と面影が一番残っている町と云えよう。

江戸では町人の住む町を『ちょう』と呼び、『まち』と発音すれば武士の住む町だったので、ここ須田町(ちょう)は、神田・小川町(まち)と、日本橋・室町(まち)に挟まった、原っぱ(秋葉原)の隅にある竹藪だった処だが、東京の中でも私の好きな町の一つでもあるのだ。

友人は、昔我が家に居候していたスイス人のイムレ・トールマン氏(*註1)で、今はアレキサンダー・テクニクの教師をしながら、本業の舞踏を生業としていて、スコットランドのエディンバラから年明け早々に来日したらしい。



その彼が蕎麦を食べたいと云うので、お気に入り【まつや】に連れて行っただけだ。

イムレ氏は鴨南蕎麦と胡麻そばに、蕎麦味噌を注文し、私は抓み揚げの天ざる(*註2)に、盛りを一枚頼んだ。

湯桶(蕎麦湯)の作法も日本人より日本人らしいイムレ氏は、昔私が教えた通りに蕎麦猪口の縁に山葵を塗り、それを嘗めながら旨そうに蕎麦湯を上手に啜った。

『さあ、食後は【竹むら】で揚げまんじゅうだ!』と、イムレ氏はお決まりのコースだと云わんばかりに腰をあげ、さっさと先を歩き【竹むら】の暖簾を手繰って入り、早速栗ぜんざいを注文した。

この『竹むら』はよく映画のロケに使われ、向かいの鮫鮓料理の『いせ源』、斜め向かいの鶏のすき焼きの『ぼたん』、角を曲がれば鰻の寝床のモデルになった鰻屋の【中川】と並んで、都の歴史的建造物に指定されている江戸情緒たっぷりの店だから、建築家のイムレ氏の父君がスイスから来た時には、いの一番に連れていった店で、イムレ氏も来日した折には道案内を伴って必ず訪れている。名物は『揚げまんじゅう』と『栗ぜんざい』だ。

それにしてもこのイムレ氏、^{わさび}山葵をそば汁に溶かさず蕎麦に乗せて啜る所作と云い、蕎麦をそば汁にホンの少しだけ浸^つけ、ズルズルと気持ちよく喉に流す食べ方と云い、蕎麦湯の啜り方も完璧で、江戸っ子以上のこのベルン人の作法の素晴らしさに、私は今更ながら感心した。



×

このイムレ氏は、単に日本式を真似ているだけではなく、明確な【和】と云うもののマインド・スピリッツが歴然としてあり、それは【和】を物にする事に依る【洋】の認識であり、所謂精神の奥深い場所にはコスモポリタンとしてのグローバル・スタンダードを根付かせているのではないかと、私は思うのである。

判るようで判らない、訳のわからない事を思い馳せながら、神田・須田町の昼下がりに、今日も電線の上で雀の連なりの^{さえず}囀りが静かに遠ざかって行く、旧連雀町の佇まいだった。

*** 註1・・・イムレ・トールマン**

1966年スイスのベルン市生まれ。パンクバンドで活動の後、様々な舞踏を学ぶ。アレキサンダー・テクニクの学校を卒業して1990年に来日。

舞踏家の大野一雄、野口体操の野口三千三に師事。

1993年より、ヨーロッパや日本において舞踏のソロ公演を行い、数々の舞踏フェスティバルに参加。

2001年よりヨーロッパにおける「Japan Now Festival」をOM-2の真壁茂夫とともに企画する。スコットランドのエディンバラでのフェスティバル等で活躍後13年間日本に滞在した。現在ベルリンに滞在して、ヨーロッパをはじめ世界各国で舞踏の公演や指導を行っている。私がオーストラリア滞在中は留守居役兼居候として我が家を守ってくれていた人でもある。また、本人はスイス人であるが、スイス人にもオーストリー人やフランス人にドイツ系も多数おり、スイス人と云われるより、誇りあるベルン人として呼ばれることを喜んでいる。

*** 註2・・・抓み揚げ（つまみあげ）**

小海老を2～3尾指で抓んで揚げるのが本来の江戸前の天麩羅で、大海老の天麩羅は所謂【野暮】と云われていた。神田・まつやでは、今でもオーダーで揚げてくれる。

5. 【今月の「駄洒落クイズ」】

言葉の魔術師『謎の男 Mr.Y』が出題する、今月の駄洒落クイズはこれだ！

ご主人の姓にこだわる動物は？

答えは来月号に掲載されます。

3月4月合併号の出題と答：

出題：荷物を運ぶ時、かかる発作は？

答：えっさ、ほっさ

6. 【重要なお知らせ】

2008年6月18日、「すぎなみ151」のFax番号が次の番号に変わりました。

Fax: 03-6666-8560

しばらくの間、03-3327-9225でもFAXは受信していますが、お早めにFAX番号の登録変更をお願いいたします。

7. 【シリーズ 幻聴】

2009年1月号からはじめた連載の続きです。

幻聴にさいなまれている方から、実況中継的にE-mailをいただきました。

「幻聴ってどういうものだろう?」「幻聴にさいなまれるとどのように苦しいのだろう?」「幻聴の苦しみをどのように理解したらよいのだろう?」「その脳内で発生する音声の様子とは?」

その答えは、このE-mailの中にみつけれられるかもしれません。

ご本人がおとなりさんへの掲載を承諾してくださったので、何回かに分けて掲載してみたいと思います。

幻聴の内容は人により様々のようですが、この方の幻聴による苦悩を是非共有してみてください。

みなさんの隣にも、このように苦しんでいる方がいるかもしれません。



2009/2/13 23:47 幻聴について

幻聴は不安、孤立、過労、睡眠不足などによって起こるそうです。私の場合は睡眠不足と過労で再発しましたが、他の人と違って奴らに繋がってしまい、脅されているわけです。私を治すのだと言っています。私は奴らの逆をやっているので長引いているわけです。奴らに従えば治るかもしれませんがもう遅いそうです。タバコは止められませんから。どうしても止められません。タバコと病気は関係ないと思います。私の場合は繋がってしまった結果奴らの存在に気づいてしまいました。奴らにとって私の存在が気に入らないそうです。なんとか私を治そうと脅すのです。治すなら脅しではなく優しく啓示を与えればなんとかかなったのでしょうか。いまではもう遅い。

奴らの存在に気づいてしまったから。インターネットもパスワードを奴らに知られ悪用されてしまうので躊躇したのです。奴らにあなたはつながっていないと思いませんか？このメールも奴らに筒抜けです。奴らは正義か悪か？やっていることはとても正義とはおもえません。

2009 年 2 月 20 日 17:00

幻聴の世界から抜け出せそうです。

これもみな、あなたを始め 先生、私にかかわって下さった人たちのおかげだと感謝いたします。

まだ一步を踏み出したのですが抜け出すよう日常生活を改めなければと思いました。

ありがとうございます。

昨日のメールの件ありがとうございました。

2009 年 2 月 20 日 19:42

やはり夜になると聞こえてきます。

やる、やる、見てない、見てない、持ってる、持ってる、などいろいろ聞こえてきます。

まあ、気にしませんが。 なんとかかなるでしょう・・・

ゆっくりと生きていくのも良いかなー

2009 年 2 月 23 日 15:21

夕べからすこしずつ声が小さくなってきました。

うまく付き合うというよりも慣れてきたようです。

最初は声が聞こえると右往左往していましたが、今では自分の思うとおりにやればよいと、思うようになってきました。

まだまだ幻聴には当惑されてしまいます。

つづく

8. 【旅行参加者募集の締め切り】

2009 年度の「すぎなみ 1 5 1」の旅行は沖縄に行くことになりました。

参加ご希望の登録利用者は、6 月 17 日（水）までに申し込んでください。

9. 【一美の密室】

さて、今月号も「一美の密室」で、あなたと私、この密室で楽しみましょうね。うふふふっ。

今日は「スイカ」さんのお話。

学名は *Citrullus lanatus* (シトルルス) といいます。

太陽を表わす黄色から来歴します。品種の中には黄色い皮のものがあります。

みなさん、スイカを食べる時、種をどうしますか？

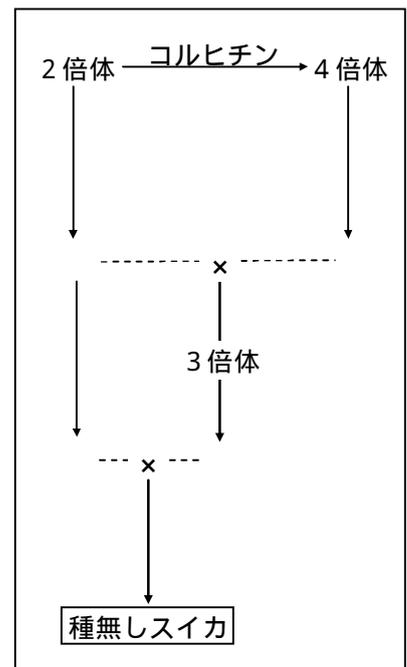
種をきちんと取り除いて食べる人、種を飲み込んだじゃう人・・・がいますと思いますが、種のない品種もありますよね。

この「種無しスイカ」はこうやって作ります。

まず、2倍体（普通の染色体数）をもつ普通の品種の種が発芽し、本葉が出てくる双葉の又の部分に、コルヒチンという薬を塗ります。

こうして4倍体（普通の2倍の染色体数）をもつものを作り出し、これから咲いた花に、普通の品種の花粉をつけ受粉させ、3倍体（普通の1.5倍の染色体数）の種子をもつ4倍体の果実を作り出します。

翌年に、この4倍体の果実から採取できる3倍体の種を蒔いて成長させ、さらにその花に普通の品種の花粉をつけて受粉させることで、3倍体の株に種無しスイカが実ります。（頭が混乱する～！）



でも、時々種が入っていることがあるのよね～。

10. 【今月の4コマ漫画】

作：音成一郎

今日の昼食はなに？

はしい
それでは、
昼食作りの
ミーティングを
始めます。
食べたいものを
あげて
ください

鍋しぎ
キノコ
煮やう

えしっと、
今のところ
3つの候補が
あかりました
読み上げます

ナベニキ
チンドラ
それと
ニヤンコ
です
食えんやん

??
??
??



11. 【我ら西永福妄想族】～ 1 5 1 文芸部作品～

「アッカンベ－・フッチ」

森重寿一

アッカンベ－・フッチが話す
神田川では桜がきれい
神田側では桜がきれい
こんにちは フッチくん
今日の君の指令だが
1 5 1 のトイレを掃除することにある
日本まですっ飛んで行き
任務を果たしたら
アメリカへ帰国しなさい
時給 8 0 0 円だぞ
交通費は自腹だぞ
もじもじしないで
早くしろ
1 5 分でもいいぞ
2 0 0 円だぞ
気合入れて
腹に力入れて
しっかりやれ

広告 広告

「クリエイション」

「クリエイション」は精神科ユーザー当事者の為の自助グループです。
「すぎなみ151」の一部を使わせてもらい実施しています。

開催日：毎月第4水曜日

(変更することもありますので、必ず事前にお問合せ下さい。)

時間： 14:30～16:00

場所： すぎなみ151 和室

対象者： 精神科ユーザー

参加費： 無料

問い合わせ先： 03-3325-9275 (「すぎなみ151」内)

担当：森重

この自助グループは、当事者のみで運営している当事者のグループです。

自分の気持ちや体験を、参加者で分かち合います。

人とのコミュニケーションが苦手だと感じている方も、クリエイションに参加することで、積極性が出てきたり、前向きに物事に取り組むようになったり、主体的になることができます。

「クリエイション」は、1996年春に発会しました。例会は1998年から始まり、9年間で延500人の当事者が参加しました。

あなたも、「クリエイション」に参加しませんか！

広告 広告

12. 【ヨッチン文学】

『プレーン』（実話）

ヨッチン

高校の時、友達と3人でピザの店“シェーキーズ”に行った。

金もろくに持たないで店に入った。

3人で何を注文するか話し合った。メニューを見て

「おい、サラミ高いぞ！」「おい、ソーセージも高いぞ！」「ミックス
なんか手が出ないぞ！」

メニューをじーっと見ていたら

“プレーン”という格安なものがあった。

3人とも「これなら注文できる！」、早速、たのんで待っていた。

“プレーン”って何なのってるのかな？」

「何かのってるだろう！」「楽しみだ！」

数分後、持って来たピザを見て全員絶句！！

ピザのチーズ以外、具は何にも、のっていなかった！！

その時、3人は、“プレーン”というのは、具の種類ではなく、

何ものせないピザだということを初めて知った。

当たり前だが、チーズの味しかしない。タバスコ、七味を掛けたが、

「お前、食べよ！」「オレ、いらねー！」「残そうか？！」

結局食べ残して店を出た。

ヨッチン青春奮闘記のひとコマでした！！

13. 【「すぎなみ 1 5 1」スタイル】

今月号から、障害者自立支援法の事業体系と「すぎなみ 1 5 1」について連載していきます。

法律施行から3年も経っていますので、今更というような話題ですが、「すぎなみ 1 5 1」の今後の事業運営を考える上でも大切なことだと思いますので、「これからのこと」として皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。

2006年(平成18年)4月および10月から順次障害者自立支援法が施行され3年が経過しました。

障害者自立支援法には様々な要素が盛り込まれていますが、その中で当該法の事業体系に関するものには絞って「すぎなみ 1 5 1」の現状と照らし合わせながら整理していきたいと思ひます。

現在、「すぎなみ 1 5 1」の事業は、杉並区が実施している「精神障害者共同作業所通所訓練事業」という制度に基づいて補助金をいただき運営しています。

その補助金の財源は、杉並区が東京都から受ける包括補助金と杉並区独自の予算から成り立っています。

この「精神障害者共同作業所通所訓練事業」は2007年(平成19年)3月末までは東京都が実施していた同名の制度でしたが、東京都が補助金の制度を変更し、現在は杉並区が独自の事業制度として実施しています。

現在の「すぎなみ 1 5 1」のような事業を維持できるのも、すべて杉並区がこの事業制度を維持してくださっているおかげです。杉並区や東京都、ひいては納税者の皆様のご理解があつての事業であり、日々感謝の念に絶えません。

現行の事業制度は、地方自治体の制度であつて、国の法律である障害者自立支援法やその他国の法律で定められているものではありません。

ですから、こうした制度で運営されている施設は、俗称「法外施設」とか「法定外施設」と呼ばれています。

障害者自立支援法は、精神障害者にかかわる事業についても法定化されたことで評価されているようです。

事業制度が法定化されたのだから、その制度を利用して事業をすればよいという考え方も一方ではあるようです。もちろん、当事者にとって現在の生活よりもよくなる制度であれば、それは肯定できると思います。

このコラムでは、国の法律で準備された事業制度の中で、「すぎなみ151」スタイルの活動が維持できる事業制度があるか検討してみたいと思います。

そこでまず、障害者自立支援法にはどのような事業体系が用意されているか見てみたいと思います。

障害者自立支援法の内、我々に直接関連のある通所型の事業体系は大きく分けると次のようになっています。

訓練等給付事業

「就労移行支援事業」

障害者自立支援法 第五条第十四項

この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者自立支援法施行規則 第六条の九

法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

「就労継続支援事業 A 型」

障害者自立支援法 第五条第十五項

この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者自立支援法施行規則 第六条の十の一

法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

「就労継続支援事業 B 型」

障害者自立支援法 第五条第十五項

この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者自立支援法施行規則 第六条の十の二

法第五条第十五項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

「自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）」

障害者自立支援法 第五条第十三項

この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者自立支援法施行規則 第六条の七

法第五条第十三項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項 に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援
- 二 自立訓練（生活訓練） 知的障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）又は精神障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

地域生活支援事業

「地域活動支援センター事業」

障害者自立支援法 第五条第二十一項

この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

障害者自立支援法施行規則 第六条の十七

法第五条第二十一項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むため

に必要な支援とする。

障害者自立支援法 第七十七条第四項

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

障害者自立支援法施行規則 第六十五条の十三

法第七十七条第一項第四号 に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

「旧法施設」が上述の障害者自立支援法の事業体系に移行するための猶予期間として概ね5年の経過措置を設けていると様々な場所で説明されています。「旧法施設」については2011年度末(平成23年度末(平成24年3月31日))までに障害者自立支援法に定めのある事業体系に移行しなければならないと説明がなされています。

この法的根拠は、障害者自立支援法の附則第一条第三号及び二十一条が根拠だというのが厚生労働省の説明ですが、条文を読んでも「新事業体系に移行しなければいけない」というようには直接的には記述されていないので、解釈として「旧法施設」は移行しなければ支給を受けることができなくなるから移行せざるを得ないと考える必要があるようです。

障害者自立支援法 附則第一条第三号

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第百十一条の規定 平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日

障害者自立支援法 附則第二十一条

第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、市町村は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があったものとみなされた旧法指定施設(第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。次条において「特定旧法指定施設」という。)から、旧法施設支援(以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援(厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費を支給する。

それはさておき、各地方自治体のホームページには、この経過措置の対象が、旧法施設と明記されていることが少ないようです。法律の文面においても、また厚生労働省の説明でも、法律的には地方自治体単位で維持されている共同作業所等の法定外事業制度の事業所は対象外という事になっています。

しかし、この点について、共同作業所に対しても、上記のいずれかの障害者自立支援法の事業体系に期限内に移行（正しくは新規参入）するように説明している地方自治体が多いようで、杉並区も例外ではありません。

杉並区の場合には、平成22年度末までには、全ての施設は障害者自立支援法の事業体系に移行（新規参入）することになると説明されています。

先に触れたとおり、法律的には、法定外施設を期限を定めて障害者自立支援法の事業体系に移行（新規参入）させなければならない根拠はないようですが、どうも地方自治体の事情で、現行の精神障害者共同作業所通所訓練事業はある期限で廃止し、障害者自立支援法の事業体系に移行しなければならなくなりそうです。「すぎなみ151」も例外ではないということです。

こうやって書くと、障害者自立支援法の事業体系に移行（新規参入）することに否定的な立場をとっていると思われるかもしれませんが、正直なところ否定的に捉えています。

「すぎなみ151」と「障害者自立支援法」の事業体系と、どのあたりで、どう適合しないのかを、「すぎなみ151」が新制度に乗れるための条件とは等について、来月号以降で検証していきます。

つづく

14. 【「すぎなみ 1 5 1」会員総会の報告】

2008 年度も終わり、2009 年度が始まって早 2 ヶ月が経過しました。

「すぎなみ 1 5 1」会員総会の議案書の内容は会員全員の承認を得て 2009 年度の活動をはじめることができる運びとなりました。

その項目をご報告いたします。

- 1) 2008 年度活動報告と収支決算書の承認
- 2) 常勤職員給与表の改訂
- 3) 2009 年度活動計画と予算の承認
- 4) 2008 年度より実施の運営規約による運営組織構成の反省と、今後の運営組織および運営規約の改訂
- 5) 就業規則の改訂
- 6) 法人設立と「すぎなみ 1 5 1」との関係

この中で、2008 年度から改編された「すぎなみ 1 5 1」の運営組織を「おとなりさん」でご案内しましたが、1 年間その新しい運営組織での運営を振り返り、2009 年度より問題点を修正し、運営組織の規約を改訂したことについてご報告いたします。

2008 年度の運営規約改訂のポイントは次の通りでした。

登録利用者が主体となる運営組織になるように、登録利用者が運営組織の会員となるようにしたこと；

登録利用者の会員の中から理事を 1 人選任し、運営に参加していただけるようにしたこと；

これまで、運営委員会が運営主体となっていたものを、会員の各グループ（一般会員、支援会員、職員会員）それぞれから選任される理事による理事会を運営主体とすること；

特に、 と の実施を試みてみたのですが、登録利用者の中から理事を選任しようとしたところ、指導的立場の登録利用者とそれ以外の利用者の中で軋轢が生じ、双方に精神的負担がかかる他、人間関係がぎくしゃくするという現象が見られ、「すぎなみ151」の日常生活に支障をきたすことが明らかとなりました。

当初、「すぎなみ151」の理念である登録利用者を主体とした活動をより明確にするために試みた組織改編ではありましたが、現実から独り歩きした理想に傾倒しすぎた組織改編であったと反省せざるを得なくなりました。

これらの反省から、今後の運営組織について次のような修正をすることにいたしました

運営組織と登録利用者の「すぎなみ151」内における生活の自主性・主体性は分離して扱う。

よって、登録利用者を会員として運営組織に取り込むことや、理事として選任する組織を見直し、運営組織は支援会員と職員会員により構成し、各会員のグループから理事を選任し理事会を構成する。

2008年の運営規約改訂において運営組織に名称を付与していなかったため、運営体を任意団体「すぎなみ151支援会」と命名する。

「すぎなみ151支援会」は、「すぎなみ151」が「すぎなみ151」でありつづけるよう支援し、「すぎなみ151」の登録利用者の社会生活の場の維持と新たな社会参加の場と機会の創造につとめてまいります。

重ね重ね、皆様方のご理解とご協力を賜れますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

15.【6月の予定】

空白の欄は、平常通りの活動が予定されています。

活動予定・日程は変更されることがありますので、ご了承ください。

2009年6月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
午前							お休み
午後							
	7	8	9	10	11	12	13
午前	お休み					午前 閉所	お休み
午後						杉並区 交流会 荻窪体育館	
	14	15	16	17	18	19	20
午前	お休み				屋外活動		お休み
午後				中部センター ソフト・バレーボ- ル練習	ライオン キング 観賞		
	21	22	23	24	25	26	27
午前	お休み	実習生受け入 れ(河北看護専 門学校)	実習生受け入 れ(河北看護専 門学校)				お休み
午後				クリエーション 14:30～16:00			
	28	29	30				
午前	お休み						
午後							
午前			2009年度の旅行に参加を希望する登録利用者は、6月17日まで に申し込んでください。				
午後							

～編集者のつづやき～

5月号なのに6月に発行される「おとなりさん」
の不思議。

創刊：2008年4月
編集・発行者：すぎなみ151
〒168-0064
東京都杉並区永福4-19-4 安藤ビル2-C
Tel.: 03-3327-9225 FAX: 03-6666-8560
E-mail: sgnm151@mx2.ttcn.ne.jp